

## 県民から信頼される県議会の確立をめざす決議

この間の土佐電気鉄道株式会社の暴力団関連問題について、県民の不信と批判の声が強まっている。特に当時会長であった西岡寅八郎議員の責任は、重大である。

7月の土電外部調査委員会の報告書は、高知県暴力団排除条例第18条に違反するとは言えないとしつつも、「元組長は約30年前に引退したものの現役暴力団に一定の影響力があつた」こと、「会長、社長がその認識を持ち、株主対策に有益と考えていた」こと、を指摘している。また暴排条例第18条違反には該当しないとしても、「暴力団員との関係を示唆する等の言動はコンプライアンス上極めて問題である」、とも指摘している。

これは明らかに、同社の会長・社長の対応は、県議会自らが制定した暴力団排除条例の目的、基本理念を逸脱し、暴力団を許さない社会づくり、安全で安心な生活の確保をめざす県民の勇気ある暴力団排除運動にも逆行するものであることを示している。

さらに外部報告書は、「土電の実態は元会長の個人商店的な状態であつた、コーポレート・ガバナンスの欠如は顕著である」、と指摘している。土電は公共交通を担う重要な機関であり、多額の県・市の補助金を受けている会社として、こうした事態を招いた最高責任者としての責任は重大であり、県民的な批判を免れるものではない。

また優待航空券について、使用実態の全容が明らかにされておらず、暴力団関連問題はいまだ未解明であり、法に抵触する可能性も指摘されていることは重大である。

以上の経過と事実に対して、県議会が責任ある対応を示さなければ、県民の信頼を著しく損なうものであり、かつ西岡寅八郎議員の県議会議員としての社会的道義的責任も厳しく問われている。

また高知県議会は、議会基本条例を制定して、第28条（政治倫理）で、「議員は高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、県民の代表として良心及び責任感を持つとともに、品位の保持に努めなければならない」としている。

よって高知県議会は、県民から信頼される県議会の確立のために、先の「暴力団排除・真相究明をめざす決議」の実行に努めるとともに、西岡寅八郎議員が説明責任を果たすことはもちろん、県議会議員としての社会的道義的な責任を取ることを求めるものである。

以上決議する。

高 知 県 議 会